

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26-18. 農林水産関係事業	協議細目
調整方針	<p>(案)</p> <p>1. 農業関係</p> <p>(1) 農業委員会関係については、関市の制度を基本とし、農業委員会法に基づき、地域農業の振興を図るものとする。</p> <p>(2) 農事改良組合については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、関市の制度に統一し、再編するものとする。</p> <p>(3) 米政策については、中濃地域で定める水田営農ビジョン、水田農業構造改革産地づくり計画書に基づき推進するものとし、生産調整推進助成金については計画等を補完する方向で、合併時まで、新たな基準を設け調整するものとする。</p> <p>(4) 武儀町における小規模土地改良事業補助金については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(5) 武儀町におけるふるさとクリーン村については、現行のまま新市に引き継ぎ、安心・安全な農作物の生産に取り組むものとする。</p> <p>(6) 農業関係イベントについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、実施方法等については新市において調整するものとする。</p> <p>(7) 市民農園については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、管理・運営基準の調整を図るものとする。</p> <p>(8) 農産物助成については、関市の制度を基本として調整するものとする。ただし、各町村における独自の助成制度については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、事業の目的、地域特性を考慮し、統一的な基準を設けるなど、合併時まで、調整するものとする。</p> <p>2. 林業関係</p> <p>(1) 森林整備計画については、合併後、新市において策定し、民有林の適正な管理に努めるものとする。</p> <p>(2) 分収造林については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 森林整備地域活動支援交付金事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 林業改良普及事業補助金については、関市に準ずるものとする。</p> <p>(5) 間伐材搬出利用促進事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市において補助基準等を調整し、引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 板取村における雪害木復旧補助金、里山づくり事業補助金及び国産材利用促進事業補助金については、合併時まで検討し、調整するものとする。</p> <p>(7) 上之保村における雪倒木処理補助金については、合併時まで検討し、調整するものとする。</p> <p>(8) 林業労働力確保対策事業については、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村に準じ、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(9) しいたけ産地強化事業については、洞戸村及び武儀町に準じ、新市において補助基準を調整し、引き継ぐものとする。</p> <p>(10) 武儀町及び上之保村における産直住宅日本一推進事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(11) 小規模林道改良事業補助金及び私設林道開設補助金等については、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。</p> <p>(12) 育林促進事業及び造林関係事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を調整するものとする。</p> <p>(13) 有害鳥獣対策事業については、現行のとおり実施するものとする。ただし、有害鳥獣等の買い上げ単価、猟友会補助金及び捕獲檻等設置補助金については、合併時に補助基準等を調整するものとする。</p> <p>3. 水産業関係</p> <p>(1) 錦鯉振興会助成については、関市に準ずるものとし、合併後、再編するものとする。</p> <p>(2) 各漁業協同組合補助金及び淡水魚増殖事業奨励補助金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、新市において補助基準等を検討し、調整するものとする。</p> <p>4. 畜産関係</p> <p>(1) 洞戸村における優良乳牛改良事業補助金については、関市に準ずるものとする。</p> <p>(2) 上之保村における高齢者等肉用牛飼育事業補助金については、平成19年度をもって廃止するものとする。</p>	

事務事業一元化調査

関市・武儀郡町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
	<p>資料は、第11回合併協議会（16年5月11日）に提出済み。（P38～P48）</p>